

五島市監査委員公表第2号

令和4年4月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおりに通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年1月27日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

4 五教総第985号
令和5年1月23日

五島市監査委員 橋本 平馬 様
五島市監査委員 荒尾 正登 様

五島市教育長 村上 富憲

令和4年度例月財務監査結果報告に基づく措置状況について

令和4年7月22日付け4五監第293号による令和4年度例月財務監査の結果に基づく指摘事項について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

記

1 指摘事項

(1) 崎山地区公民館の使用料の減免について

五島市公民館条例(平成16年五島市条例第224号)第9条第3項に規定する公民館の使用料の減免について、五島市公民館条例施行規則(平成16年五島市教育委員会規則第23号)別表第6項が、減免の要件を「市内の官公署、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体が、その目的のため直接利用する場合」と掲げ、その減免の率を「100分の50」と定めるところ、市外の特設法人が利用した崎山地区公民館の使用料について、同項の「市内の」は「官公署」のみにかかり、「公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体」にはかからないと解して使用料を減額している。

しかしながら、公民館は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)」であり、「公の施設」は、当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設である。また、公民館は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」(社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条)として、市町村又は法人が設置する(同法第21条)社会教育施設である。

ここにおいて「住民」とは、当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者(地方自治法第10条第1項)であり、自然人であると法人であるとを問わないとされて

いるから、五島市公民館条例及び五島市公民館条例施行規則は、公民館を五島市民以要件においても同様であり、ましてや市外の「公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体」について使用料を減額するいわれはないから、同表第6項に掲げる減免の要件の「市内の」は、「官公署」だけでなく「公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体」にもかかる、つまり「市内」の「官公署、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体」と解すべきである。

したがって、本件施設の使用料については、五島市公民館条例施行規則別表第6項に掲げる減免の要件に該当しないから38,860円となるどころ、同項に定める減免の率100分の50を適用して19,430円納付させているから、不足額19,430円が生じているので、速やかに追加徴収されたい。

なお、使用料の減免規定の適用については、施設によってその取扱いに差異が生じないよう定期監査において意見を付し、例月財務監査において指摘してきたところであるが、いまだに減免規定の適用に誤りが生じ、施設によって差異があるので、教育委員会事務局、同分室、教育機関等が連携を密にして、その取扱いに差異が生じないよう明確な運用基準を設け、条例に基づく適正な使用料の徴収に努められたい。

【講じた措置】

本件法人へ説明のうえ追加請求を行い、本件施設の使用料については令和4年12月1日付で納入を確認しております。

また、使用料の減免規定の適用については、教育委員会事務局、同分室、教育機関等が連携を密にして、減免規定の適用に誤り及び施設によって差異が生じないよう努めます。

《措置が完了していない項目》

使用料の減免規定の運用基準については、令和4年度中に作成を予定しています。